

令和3年3月4日提出

# 令和3年3月市議会定例会議案

(その4 議案第41号から議案第51号まで)

木更津市

## 令和3年3月市議会定例会議案目録（その4）

議案番号	件名	関係部等	頁
議案第41号	令和2年度木更津市一般会計補正予算（第11号）	財務部	別冊
議案第42号	令和3年度木更津市一般会計補正予算（第1号）	財務部	別冊
議案第43号	令和3年度木更津市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	市民部	別冊
議案第44号	令和3年度木更津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	市民部	別冊
議案第45号	令和3年度木更津市介護保険特別会計補正予算（第1号）	福祉部	別冊
議案第46号	令和3年度木更津市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1号）	経済部	別冊
議案第47号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	1
議案第48号	特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	2
議案第49号	木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	3
議案第50号	木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	市民部	4
議案第51号	令和3年度木更津市下水道事業会計補正予算（第1号）	都市整備部	別冊

議案第47号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
職員の給与に関する条例（昭和26年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の1項を加える。

10 当分の間、第10条の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の職員の地域手当の支給割合の特例を定めるため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第48号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和40年木更津市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 当分の間、第5条の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提案理由

特別職の職員で常勤のものゝ地域手当の支給割合の特例を定めるため、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第49号

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に制定する。

令和3年3月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

木更津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年木更津市条例第15号）  
の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（地域手当に係る額の特例）

8 当分の間、第8条の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100  
分の3」とする。

（地域手当に相当する報酬に係る額の特例）

9 当分の間、第18条第5項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは、  
「100分の3」とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### 提案理由

会計年度任用職員の地域手当等の支給割合の特例を定めるため、関係条文の整備をしようとするものである。

## 議案第50号

木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について  
木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年3月4日提出

木更津市長 渡辺 芳 邦

### 木更津市条例第 号

#### 木更津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

木更津市国民健康保険条例（昭和34年木更津市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する」を削り、「以下「新型コロナウイルス感染症」という」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。